

●改正バリアフリー法(建築物分野に限る)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「**学校**(幼、小、中、義務教育、高、中等、大、高専、専修、各種)」、
「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」など

注:公立小学校等を除く

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物

(例)「**特別支援学校、公立小学校等(小、中、義務教育、中等(前期)で公立のもの)**」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」など

注:条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務** ※増改築部分のみが義務化の対象
- ② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

注:条例により、面積要件の引下げ可

建築物移動等円滑化基準【令第10条~第23条】

【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

- (例)・敷地外から利用居室までの経路の1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(敷地内通路、出入口、廊下、EV等)にしなければならない
- ・不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するトイレを設ける場合には、車椅子使用者用のトイレを1以上設ける など。

※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

注:条例により、必要な事項の付加可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】

【望ましいレベル】

学校施設のバリアフリー化推進指針の改訂

【改訂以前の経緯・背景】

○平成15年のハートビル法の改正において、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象として位置付けられたほか、「障害者基本計画」において、学校施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進することが求められた。

○文部科学省では、有識者会議を設置し、平成16年、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方及び計画・設計上の留意点を「学校施設バリアフリー化推進指針」としてとりまとめた。

【改訂について】

○令和2年12月、有識者会議における提言を踏まえ「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂した。

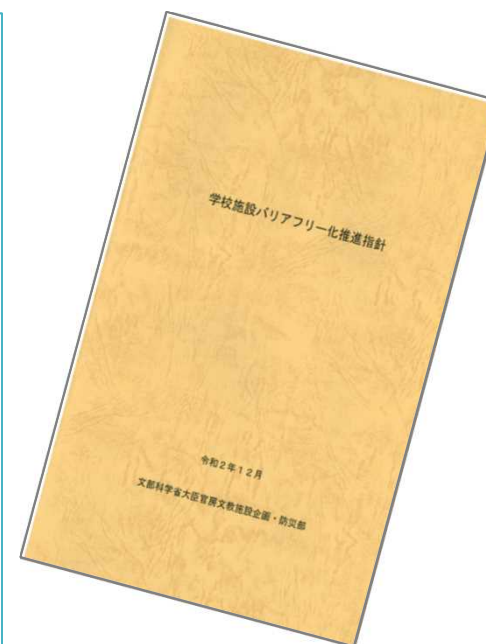
第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点
 - ・ 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮
 - ・ 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
 - ・ 運営面でのサポート体制等との連携を考慮
 - ・ 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
 - ・ 災害時の応急避難場所となることを考慮
- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進
 - ・ 関係者の参画と理解・合意の形成
 - ・ バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定
 - ・ 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

以下の3つに分類して提示

- ・ 安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの
- ・ より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの
- ・ 施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの



公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の取組について

○公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する令和7年度までの国の目標（令和2年12月）
バリアフリー法に基づく基本方針における目標期間となる令和3年度から令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うため、以下のとおり国の整備目標を設定した。

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標
車椅子利用者用 トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校 に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
	屋内運動場	36.9%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物の前 まで	校舎	全ての学校 に整備する※1
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター 1階建ての建物のみ 保有する学校を含む	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等※2が在籍する全ての学校 に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校 に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当

※1 小修繕や既製品による対応を含む。

※2 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

○バリアフリー化工事の国庫補助算定割合引き上げ

令和3年4月から大規模改造（障害児等対策）の国庫補助算定割合を1/3から1/2へ引き上げた。

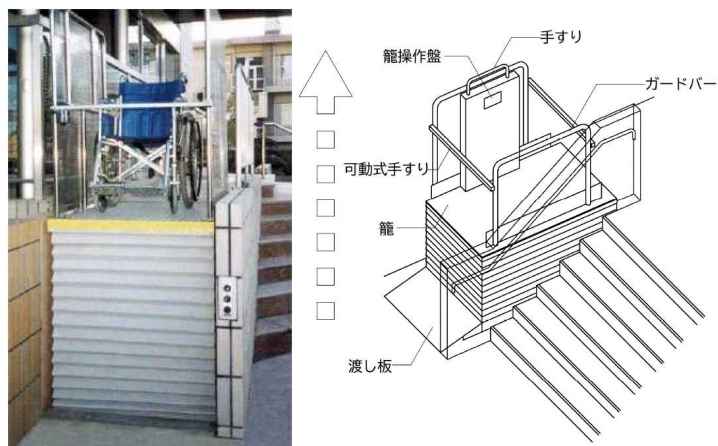
国の目標におけるエレベーターの範囲について

○バリアフリー法施行令の国土交通大臣が定める構造の昇降機を含める一方、車椅子に座ったままでは乗降できないその他の簡易的な昇降機等は含めないため、前述の整備目標達成に向けては、このことを踏まえたエレベーターの設置を検討する必要がある。

バリアフリー法施行令第18条第2項第6号に掲げるエレベーターその他の昇降機の例

※図・写真は「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省住宅局建築指導課、R3.3)より抜粋

(1)鉛直型段差解消機



(2)斜行型段差解消機



上記に該当しない昇降機等

(1)階段昇降車



※写真は教育委員会より提供

(2)階段昇降機



※写真は学校より提供

学校施設のバリアフリー化にかかる学校設置者への要請

昨年12月、各学校設置者に対し通知を発出し、取組の加速を要請

(国公立全体への通知)

- ・有識者会議の報告、指針改訂、公立小中学校等におけるバリアフリー化の整備目標を送付
- ・下記に留意の上、学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めるよう要請
 - ・学校施設のバリアフリー化の状況の的確な把握、将来動向を含めた障害のある児童生徒、教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を踏まえ、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、バリアフリー化に関する整備目標を盛り込んだ整備計画を策定すること
 - ・学校種や設置主体にかかわらず、学校施設のバリアフリー化を一層推進する必要があることから、公立小中学校等以外の学校施設についても、公立小中学校等の整備目標を参考にしつつ取組を進めること
 - ・迅速な対応を進める観点から、あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、建築物移動等円滑化基準を参考に、施設全体のバリアフリー化を進めること

(地方自治体への通知) ※上記通知に加えて発出

- ・実態調査の結果、学校施設のバリアフリー化に関する計画策定状況が15%に留まり、バリアフリー化の実態についても、必ずしも十分に整備されているとは言い難い状況
- ・公立小中学校等は、バリアフリー法の改正により、既存の施設についても、基準適合の努力義務が課される
- ・下記に留意の上、学校施設のバリアフリー化を加速するよう要請
 - ・バリアフリー化に関する整備目標を盛り込んだ整備計画を策定し、校舎、屋内運動場においてバリアフリー化の計画的整備が進むよう取組を加速すること
 - ・国の財政支援制度を積極的に活用し、バリアフリー化の取組を加速すること(バリアフリー化改修事業について、国庫補助率を1/3から1/2に引き上げる予定。また、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策でもバリアフリー化工事を支援。緊急防災・減災事業債の延長により同事業債が活用可能。)